園所職員向け

2026 年 10 月

養父市こども・夢・えがお部子育て応援課

こどもへの性暴力や不適切な行為の疑いを職員が把握した場合の初動対応

1　職員が、他の職員によるこどもへの性暴力や不適切な行為の疑いを把握した場合、**可能な限り早急に、遅くともその日のうちに、所属長（園所長）若しくは子育て応援課長に報告を行う。**

2　なお、職員による性暴力や不適切な行為の疑いに必ずしも至らない場合でも、こどもの様子について、**いつもとは異なる、はっきりと言語化できない違和感**を覚えた場合などは、所属長若しくは子育て応援課長に相談・報告を行う。

3　職員は、こどもへの性暴力や不適切な行為の疑いを把握した際は、

- 「いつ」
- 「どこで」
- 「何をしているときに」
- 「何を見聞きしたか」
- 「それに対して自身はどのような言動をとったか」

等について、速やかに所属長若しくは子育て応援課長に報告を行う。

4　報告を受けた所属長は、子育て応援課長、こども・夢・えがお部長に報告を行う。

5　市が定めた**「対応チーム」で情報を共有し、初期対応の方針を決める。**

6　対応チームでの検討の結果、適切な対応につなげるために必要であると考えられるときは、関係機関等に報告を行うことも考えられる。

※養父市立認定こども園・保育所　こども性暴力防止法　対応チーム

【構成】こども・夢・えがお部長、子育て応援課長、園所長